

沖縄労働局第12次労働災害防止計画の概要

現状

1. 労働災害は平成11年に死傷者が702人まで減少したのを境にその後は増加傾向。平成24年の労働災害による死傷者^{※1}は昭和60年以降最多の999人
2. 製造業、建設業での労働災害の減少の足踏みや増加に加えて、介護、ホテル、飲食店、小売業などの第三次産業で労働災害が増加。
3. 平成23年の職場の定期健康診断の有所見率は65%で全国ワースト1。全国平均(53%)との差が年々広がってきている。
4. こころの健康問題により平成23年度中に休業または退職した労働者がいる事業場は約4割^{※2}。

計画が目指すもの

事業者、労働者、発注者、消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会

< 目標 >

- 労働災害による死亡者を前計画期間中と比較して15%以上減少
- 平成29年までに労働災害による死傷者を平成24年と比較して20%以上減少
- 定期健康診断の有所見率を平成29年までに全国平均との差を7ポイント以内に改善
- 平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

就業構造の変化から増加傾向にある労働災害を減少させる

<目標 (H24年と比較して、H29年までに)>

- ・小売業 死傷者数を20%以上減少
- ・旅館・ホテル業、飲食店 死傷者数を20%以上減少
- ・社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少^{※3}
- ・ビルメンテナンス業 死傷者数を20%以上減少

経営トップの方針に基づく安全衛生管理体制の強化と実効ある教育の徹底

- ・バックヤードを中心とした作業場の安全化
- ・転倒などの行動災害を防止のための総合的な対策を実施
- ・腰痛予防対策指針に基づく措置の普及

など

対策の実施に当たっては、高年齢労働者、非正規労働者の安全と健康の確保、就業形態の多様化を踏まえた安全衛生責任の明確化に留意する。

労働災害をさらに減少させる ～製造業、建設業、陸上貨物運送事業で各20%以上減少～

<建設業>

墜落・転落災害、建設機械災害の防止
安全衛生教育・統括管理の徹底
建設工事発注者に対する要請

<製造業>

機械災害の防止、労働災害防止団体と連携した取組

<陸上貨物運送事業>

荷役作業中の労働災害防止の徹底

健康確保・職業性疾病対策

<健康づくり>

健康管理の徹底、労働時間等の適正管理
地域産業保健センターの利用拡大、「健康経営^{※4}」の理解醸成

<メンタルヘルス対策>

ストレスチェック等の取組の促進、中小事業場への専門的支援

<化学物質による健康障害防止対策>

リスクアセスメントの促進、安全データシート（SDS）の活用

<石綿による健康障害防止対策>

老朽化した建物の解体工事でのアスベストばく露防止を徹底

<熱中症対策～前計画期間中と比較して15%以上減少～>

WBGT値を活用した作業環境管理

<受動喫煙防止対策> 啓発と事業者への支援

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革

- ・ ホームページなどで自社の安全衛生水準や活動内容を公表することを奨励
- ・ 経営トップの意識の高揚
- ・ 県民全体の安全・健康意識の向上

発注者、製造者、施設等の管理者による取組の促進

- ・ 安全に配慮した発注に対する理解と協力
- ・ 施設等の管理者と連携した安全対策
- ・ 製造段階での機械の安全対策の促進

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働

- ・ 労働災害防止団体の活性化
- ・ 業界団体との連携による実効性の確保
- ・ 安全衛生に関する外部資源の育成と活用
- ・ 企業の安全衛生担当者のプレゼンス向上

※1 休業4日以上のもの

※2 労働者数50人以上の事業場(1,038件、回収率46.4%)に対して調査

※3 災害発生率を20%減少させる一方で、計画期間中に労働者が10%増加するとしたもの。

※4 経済心理学者ロバート・ローゼンが提唱した、従業員の健康を大切にすることで、会社の生産性を高める経営手法